

平郡西地区コミュニティ協議会規約

第一条（目的）

この協議会は、地区民がひとしく連帯意識に基づき、よく話し合いを重ね、協力と協調をはかって、心豊かなふるさとづくりに務めるため、共通の活動目標を掲げ、各種団体の組織活動の調整と施策の推進をはかることを目的とする。

第二条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 産業振興、環境衛生、健康安全、社会福祉、教育文化、スポーツに関する集会並びに講演会、講習会、競技会等地区内のコミュニティに関する事業の調整促進
- 2 地域におけるコミュニティ形成のために必要な相談指導等
- 3 その他目的達成に必要な事業

第三条（名称）

本会は、平郡西地区コミュニティ協議会と称する。

第四条（会の構成）

本会は、地区内の各種団体の長、又は推薦者をもって構成する。

第五条（部会の構成）

- 第一部会 産業振興
- 第二部会 環境衛生、健康安全、社会福祉
- 第三部会 教育文化、スポーツ
- 第四部会 自治

第六条（役員）

この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 8名(内部会長 4名)
- (4) 監事 2名

第七条（役員を選出）

会長、副会長及び監事は会員より選出する。
理事は当該会員の互選とする。

第八条（役員の任務）

役員の任務は下記のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 部会長は当該部会を代表しその業務を処理する。

- 4 但し、部会長事故あるときは当該部会の理事が業務を代行する。
- 5 理事は会長の求めに応じ協議立案に参加し会務の執行運営にあたる。
- 6 監事は本会の経理の状況を監査する。

第九条（顧問）

本会に顧問若干名を置くことができる。
顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

第十条（任期）

役員の仕事は 2 年とし再任を妨げない。但し役員交替の場合後任者をもってこれに充て残り任期を継承する。

第十一条（事務局）

本会の事務局は平郡西公民館内に置き、その職員を置く。
事務局に局長を置き、平郡西公民館長の職にあるものを充てる。
その他主事 1 名

第十二条（会議及び召集）

本会の会議は総会、役員会及び部会とし、総会、役員会は会長が、部会は当該部会長が必要に応じてその都度召集しそれぞれ議長となる。

第十三条（経費）

本会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第十四条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末に終わる。

付則

この会則は昭和 55 年 12 月 4 日より施行する。